

継続

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長

警察庁丁規発第43号
令和6年3月27日
警察庁交通局交通規制課長

踏切事故防止対策における留意事項について（通達）

踏切事故防止対策については、第9次交通安全基本計画、踏切事故防止総合対策（平成13年4月交通対策本部）等に基づき、長きにわたり取り組んできた結果、一定の成果を上げているところであるが、踏切事故は一たび発生すれば多数の死傷者を生じるなど重大な結果をもたらす可能性が高いところ、昨今の事例等から改めて留意すべき事項は下記のとおりであるので、これに留意しつつ、引き続き、実効性のある踏切事故防止対策を推進することとされたい。

記

1 踏切道における適正な交通規制の推進等

踏切道においては、

- ・自動車、歩行者の交通実態
- ・幅員、見通し等踏切道及び接続する道路の構造
- ・踏切保安設備の整備状況（遮断機、警報装置の有無等）
- ・迂回路の有無、迂回路の構造や交通実態

等を勘案し、必要に応じて、自動車通行止め、一方通行等の交通規制を適正に実施すること。

これらの交通規制はすべて都道府県公安委員会が道路交通法第4第1項の規定に基づき、同法第8条第1項の道路標識等を設置して行うこと。また、交通規制を実施する場合はもとより、交通規制の実効性の確保を目的として杭等を設ける場合は、鉄道事業者、道路管理者との十分な連携を図ること。

2 鉄道事業者、道路管理者等との緊密な連携

踏切道は、車両の通行の用に供する道路であると同時に、鉄道事業者における軌道敷でもあることから、踏切道における事故防止対策については、鉄道事業者、道路管理者等と問題点等を共有した上で、意思の疎通を図りつつ対策案の検討を行っていくなど、緊密に連携すること。

また、都道府県知事部局や道路管理者が主催する都道府県踏切道改善促進協議会や踏切道調整連絡会議等に積極的に参画し、情報共有を図るなど、平素から鉄道事業者、道路管理者等関係機関・団体と良好な関係を構築すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成27年10月16日

（有効期間：平成31年3月31日）

継続発出日：平成31年3月28日

（有効期間：平成36年3月31日）